

【伊達市高校生等通学費補助事業】 令和8年4月からの変更点について

令和8年度から申請期限と提出書類が変更となりました。
申請期限が超過しないよう、お早めの申請をお願いします。

申請期間の変更点

【変更前】 ※R8年3月まで

- ・定期券の使用期限が終了した日の同一年度内に申請
- ・使用期限が3月で終了した場合、申請期限は4月末まで

【変更後】 ※R8年4月から

- ・定期券の使用期限が終了した日の月から3か月後の末日までに申請
- ・使用期限が2月及び3月で終了した場合、申請期限は4月末まで

変更の例

	定期券の使用期限	申請期間	
変更前 (R8年3月まで)	R7年4月15日の場合	R7年4月15日～ R8年3月31日	同年度内
変更後 (R8年4月から)	R8年4月15日の場合	R8年4月15日～ R8年7月31日	約3か月以内

【注意事項】

■申請期間の変更により、1年分などの期間切れ定期券を年度末に一括して申請することができなくなりましたので、ご注意願います。

例)R8年4月、7月、10月、1月の期限切れ定期券をR9年3月にまとめて申請することはできません

■使用期限が2月・3月の申請は4月末までとなり、申請期限が短くなります。

提出書類の変更点

	変更前	変更後
①申請書兼請求書	様式を変更。記載項目は変更なし。	
②使用期限切れ定期券の写し	変更なし	
③学生証の写し	申請の都度で提出	各年度の初回申請のみ提出 (進級時の初回のみ)
④振込先の通帳の写し	変更なし (初回申請時と振込先変更に提出)	